

《史料紹介》

京極壱岐守（高澄のち高通）の書状（一）

松本昭雄

一本京極壱岐守書状史料は、松本文庫が所蔵する近世から現代にいたる、あらゆる分野の讃岐・香川県関係の書状・書簡群のうち、多度津藩京極家の初代藩主京極壱岐守（高澄後に高通）が丸亀藩家老職岡七郎兵衛（連名宛のものも含む）に宛てた書状である。本稿は、さきの「香川県立文書館紀要」第9号《史料紹介》京極高和の書状（二）につづいて京極家関係文書としてこれを順次翻刻しようとするものである。

一 壱岐守書状の総数については、いまだ確定し得ていない。

一 壱岐守書状では、署名に壱岐守、壱岐守（花押）、壱岐守高澄（花押）、高澄、無署名があり、また多くの書状の例として、年

記の記載がない。従って、内容等によって年次を推定する等の作業は、書状全体の翻刻完了後、その全貌をつかんだうえ行うこととして、当面は順不同にて進め、書状番号は仮の通し番号とする。

一 書状の姿はできる限り原物の形態を守ることが理想であるが、印刷上の制約もあり、また文脈の理解しやすいようにとの配慮から独自のものとした。

一 判読困難や欠字については、□で表した。

一 固有名詞や書きくせなどで解説において、いささか武断にすぎるところがあれば、御批正を待ちたい。

1 (捻封ウ八書 色替切紙)

「

七郎兵衛殿

壹岐守」

先刻中津多度津辺江

鉄砲うちニ罷越候鳥も

一両日相見え申候彼辺ニテ

外ニ鉄炮之音きこへ申候

若傳兵衛など隠鳥之

御用ニ付罷出候哉と被存候

何と楚近所又ハ大見村

松崎辺までの内江

用捨仕候様ニ御申付可被下候

右申候如く一両日鳥多く

つき申候故節く自分義も

罷出候事ニ候

以上

四日

尚く右之段表立申

入候てハ打し者めいはくニも

可存候故其元を内證

にて申入候尤志可くれ候

事ニテハ無ニテ候

併此方の孫七など

もし打申候哉不存候へとも

まつ申入候

以上

2 (捻封ウ八書 色替切紙)

「

七郎兵衛殿

壹岐守」

能志めり有之事候

弥御無事成と有候

扱者四日と申候事明日

二日ニ成申候満右衛門方へ

此間申談遣候併満右衛門

痛所候へハ即申越候

貴様へも四日延二日ニ

成候段可得御意所

致失念候仍而御知せ

申入候御勝手次第と存候

先日之通此方ハ何方

やら志れ不申候若弥

御出候ハハ御見廻ハ可申入候

成候て帰り道ハ御同道

ニも可致候此御報ニ

不及候 以上

朔日

尚々明日御隙入候事も

知レ不申候へとも先

先日御臨申候段申

入候

3 (捻封ウ八書 色替切紙)

「

七郎兵衛殿

「老岐守」

昨夜報令被見候

鉄砲之義若傳兵衛にて

候ハ々其元存寄有

之由被申聞候はやく

昨夕にも自分義出候義も

可有にて候間傳兵衛も

又出候事も可有候へとも

外ニ急度志可られ候

事ハ必無之明日より

して近村不罷出様ニ

はかり先可被申付候

鳥多く付候間打続

罷出候事も可有之候

必々急と御申付候用捨

可給候只々明日より近村

へハ不相越様ニはかり

可被申聞候 以上

四日

猶々急と志可られ候

必無用ニ存候返々

此段用捨頼候

此手紙明朝進候様ニ

申付候

4 (捻封ウ八書 色替切紙)

「

七郎兵衛殿

壱岐守」

にハかに風立^フ出参り

にてやかましき

事ニ候ケ様ニて候ハ万一

火事なども氣遣ニ

御座候風ハ南西と存候

風上之方南町

中婦^{ナカメ}之方などとりわき

用心いたし候様ニ又ハ

人ニても時々御廻し

可然かと存候ふと

心付候ニ付如此候

以上

十六日

尚く此段自分より

申入候とは御さた有之

間敷候一兩日中

御見廻可給候

5 (捻封ウ八書 色替切紙)

「

七郎兵衛殿

壱岐守」

物語し候餅一重

送給御志一入令

大慶候殊之外

めつらしく未見不申

もちにて御座候い可さ満

志やうゆもちのやうにて

それよりハかるくよく

お本へ申候則先

壱つ只今賞味申候

重而伝受うけ申

度候昨夕ハ猶々

殊外氣晴悦申候

明日又志やう志んめし

な可ら一馳走

うけ可申と大慶

存候昼過可罷越候

先刻源助参り

長物語一時はかり

ついはなし可へり申候

何も面上ニ 以上

即夜

尚く内證細工

にて候由扱々手き王

成事ニ存候宜く

被仰達可給候

近々王しひもち

の手き王見可申と

御左候又悦申候とて

面上ニく

尚くうつりニ

可やうなれの一むし包

御寢酒のさ可なニ候

以上

6 (捻封ウ八書 切紙)

「

七郎兵衛殿

「
老岐守」

書付共一通り可被致

披見候其已後可致

相談候先一通り被見候上

又く此方へ御越被下候

明夕此躰而て候ならハ

一入志つ可に能々半とも存候

弥となり候をし押

可申候 以上

廿一日

尚く右之書付貴殿

被見候事沙汰なしニ

被致可然候 以上

7 (捻封ウ八書 色替切紙)

「七郎兵衛殿

老岐守」

先刻相談候義共

弥何茂被得其意

候段令承知候

丸亀江便之義明晩

網干迄七日切之

飛脚被差立筈

之旨且又舍人方

御役義被仰付候已後

作左衛門被致出船候

旨委細紙面之趣

致承知候自分方より之

添書状明朝可遣候

以上

即刻

尚々藏人方伝言之

返答承届候何も

面上具可承候

以上

8 (檢封ウ八書 色替切紙)

「七郎兵衛殿

老岐守」

昨日申入候義弥

奉行共相談頼

入候右申候通り

病身ニ候故殊之外

令難儀候段可被

案候通例之義ニ

候ハ、ケ様申入ましく候

くれ、頼存候

事ニ候 以上

廿九日

猶々高ハ三十貫

又其内昨日申入候通

にて候

尚々此手紙奉行共へ

被為見候とも不苦候

9 (色替切紙)

昨日披残置候数通

一読令返却候

且又九郎兵衛方其元

交代之義藏人方より

被申越候書状之趣ハ

昨日申談候通左様

にてハ不可然候

先^{サキ}く又ハ此間も申

遣候通聞正月申

旬九郎兵衛方江戸

出足段々交代

可然候右之通

自分申候と可披

申達候從此方より

其段江戸兩人

衆へ可申遣候

以上

四日

尚く江戸衆への

書状乍序遣置候

尚く兩人衆へと

認候へ共蔵人方壱人

の書状ニ候間蔵人

方迄遣候かきそこない

申候御めん

尚く蔵人方へ遣候書状入披見候

承知可有之候御返し有之候

(注) 享保十二年正月は閏である

10 (捻封ウハ書 切紙)

「

式部殿

七郎兵衛殿

「壱岐守」

昨日者乍早く得御意候

其節申承候馬廻り共

願書披取落候由

若下書等之とき

ものも無之候義若

有之候ハ、可被為見候

且又昨日被差出候

丸亀より之書状一見

致度候尤作日申

候通り自分書状

相認頼可申候其内

もし右之書面とも

御座候ハ、見申度候

左様無之候とも不苦候

へとも先申入候 以上

十七日

11 (捻封ウ八書 豎紙)

「七郎兵衛殿

老岐守」

手紙令披見候順廻候事ケ様ニも可然候

其内○慶香院様へ亘被達恐入候様ニとの文言

御差様可然候

彦三事ケ様ニて可然候併表立自分へ不被

申聞候段此度自分ケ様ニ存候と被申遣候義

い可ゝニ候貴殿心得ニて兼而自分申候ハ

小人等之義彦三方よりハ重而ハも者や

申越間敷義と存候と被申遣可然候

此度自分存候と被申遣候てハ内證

にてハ無之候貴殿心得ニて被申遣候方

可然候成と存候猶其内とくと被申談

候ハゝ面談ニ可申候 以上

十月卅日

12 (切紙)

兼而の式部義九郎兵衛とも相談申候

とかく戦列へ不申候てハ何となくとも

あとの事い可ゝ夫ゝ又松平伊豆殿

此度被御老中候と申候是へも不申

てハ不叶旁所詮式部へ内證にて

承来之義又ハ書付之趣共不揃

為見春でニケ様ニ急度可申付

候得共御三代奉公之功を以委

上而ハ只今迄之通内證にてハ

仕置之義少も構不申様ニ急度

為申聞内蔵亟義ハ式部了簡にて

屋敷へ扣蔵きひしく外出又ハ

親類共始父子共ニ通路を断し

家来きひしく番をさせ候様ニ

可申付候此義多少にてもゆる可せニ

致候て式部内蔵亟共もはや

三度の罪ニ候得ハ何方へ行

隠居押籠等之事

二も不及急度御仕置可申付候

尤式部家来共も下死人二候ハ

可申と春へてきひしく可申付候

右之義内證とは申な可ら

仕方ハ萬くより申談候通夫よりも

猶きひしくいたし候扱式部

可様ニ申付候後何方江より

戦列ニても又ハ伊豆殿よりにても

可様成義も万一令罷候節ハ

兼而の一巻不揃可申覚悟ニ

九郎兵衛申合候九郎兵衛致候外

吞込能家等よりハきひしき

所置候右之通ニて今度之義

首尾ハ成程能可有ニて

少も氣遣候ニ致間敷候

猶く近日中合近くにも

申聞せ候筈ニ候

一内蔵亟立退候事など候千二

一も無之候義と被申候成程左様

二も可有之候口惜存候得共

自害でも可致候兼而其身

を存候段様々の悪事致候

身を思候者ハむさと致事候

義ハ不致者と申候

一式部家来ニ申付定而内蔵亟事

可申遣候其家来当事

申候と其被籠押込候

つもりニ委為申を入候尤

取に可し又ハ不傳候てハ其

家来仕置ニ可申付と可申付候

此義も式部と九郎兵衛と兩人

して其家来へ此度之一巻

又ハ申付之義も可申付候

式部斗にてハ大よふニて

悪處候扱式部義候申

き可せ候段ハ是趣ともニ

合點させ候様ニ仕候氣遣

被致間敷候

一内蔵亟申付已後も又ハ其内

氣かゝりいたして目付共

申聞されひそ可に雑賀之

者ニ申聞有内蔵亟立退

又ハあやしき事候て早速

罷出候可申旨此段其之

可被得心候尤兼而御申付

ニハ不及候内蔵亟申付

相濟候已後ハ其元了簡次第

雑賀の者ニも不限只目付共

辻きひしく此義ニ被申付

可然候也

右之通先内證にて申入候

表之事にてハ無之候

此書状も九郎兵衛始何方へも

申入事御沙汰無可被致候

其元之心得の様ニ被致候事ハ

可被致候暑氣強持病

氣段あつく認申候恐惶謹言

七月四日 高澄（花押）

岡七郎兵衛殿

左之段起候より及相談候義よりハ

表向ハ惶々又ハ事改り外之義

までも無之候段此節其元候相談往来

不致候九郎兵衛も定而左様ニ存候

13 (切紙)

覚

一此度御自分被罷帰候

てハ作右衛門方ハ乍当分

病氣之事と舍人方ハ

役義被仰付間も無之候

御自分義別而御奉公

精可被出義ニ候何事ニ

よらす存寄等候者ハ

遠慮無之様ニ被致

候事專一二候

一従公儀被仰出御法度

之義とも弥堅く可被

相守候

一 諸役人其役義ニ付心

得候義候者ハ無遠慮

申達候様ニ可被申聞候

并諸役御儉約之義

是又心付候義ハ五左衛門

源左兵衛より申達其上

見合作右衛門方御自分

舍人方へも相談候様ニ

有之度候右御儉約一

通りニ不限諸事御

勝手何之義も右同

前々何も被心得候様ニと

存候

一 足輕共弓鉄砲けいこの

義精出し候様ニ可披申

付候ケ様之類それ々

役義おこたりなき様ニ

可披申付候

一 御家中御借米之義

なる遍き義ニ候者ハ

当暮ハ先少々御用捨

候様ニ可被致候委細者

口上ニ申候

一 先頃申談候御家中にて

至極不勝手之者とも

上下ニかきらす深吟味

とけられ当分御すくい

可被下候

一 於丸龜目付共折々

呼番諸事可被相尋候

一 何事ニよらず被聞合

度義候者ハ直ニ御書状

可被申越候可致相談候

一 午之助殿七郎との事

当九月中江戸表之

つもりニ兼而可被心得候

尤先日申談候通諸事

かるく可被致候

四月廿八日 壱岐守

七郎兵衛殿

以下共五通一包

(外包糊封ウハ書)

「七郎兵衛殿

老岐守」

14 (色替切紙)

世間者御くたひれ候など

慰いたし令大慶候

←コノトコロ心卜書直シタ如クニモトレル

案詞帳二册令返上候

且又此間も申入候通り

来夏四五月中出府之

入用之訳弥勘定奉行共

内證御尋何と楚

当年中相知候様ニ

いたし度候高ハ此間之

通り三十貫日本と

にて候無失念頼入候

友右衛門委細可申細候

難義成義ニて御座候

頼存候

且又明十八日大年すへ

寺参り之序立寄候

筈ニ候さためててん可く

ニ付食ニて可有こと

其元ニも乍慰御出候て

在宿よりハ慰ニも可成候

自分義昼時下致候

参詣帰りニ立寄候筈ニ候

以上

十七日

尚く源助参り候ても

可然候可申遣成と存候

15 (色替切紙)

従江戸如此書状

被差越候可被相

考候

鱈列明昼めしニ

料理可申付候間昼時

御出可給候尤源介も

さ楚われ可被申候

右江戸状之趣明昼

遣而可被承候

四通ちと早ク御出可被成候

以上

二日

尚く明日精進候にても

なく障りも無之候ハ

御出可被下候

16 (捻封ウ八書 色替切紙)

「

七郎兵衛殿

老岐守」

風も未やミ不申雨も

降そふニさむく御座候

弥別意無御座候哉

承度候扱く此間の

書付共令披見候

書付共

事多候得と不能

了簡候晩方にても

隙次第御出可給候

升義可致一読候

昼ハ爰元大工つ可ひ

や可ましく候間暮頃

御出可給候 以上

十一月廿五

尚く今夕にても

明夕にても御勝手次第

にて候

17 (捻封ウ八書 色替切紙)

「

七郎兵衛殿

老岐守」

此間者和田酒盛此

可た能御出會珍に

存候御隙臥と存候

昨日も御出候處不得

御意候此一種従

難波津到来ニまかせ

令進入候寢酒之

肴ニまいる遍く候近く

可のたし料理可申

付候其節可申入候

未頭痛少しいたし

候早々候 以上

二日

18 (捻封ウ八書 色替切紙)

今日之義少く不快ニ

付致延引候二三日中

可罷越候且又

今夕隙ニ候ハヽ

源助さ楚いれ

暮頃より待入候一種

遠来之品有之候間

賞味可給候 以上

廿三日

19 (捻封ウ八書 色替切紙)

「七郎兵衛殿

老岐守」

書状令披見候弥御無事

珍重に存候爰元相替義無

之候先日ハ本庄源助事

同苗弥五右衛門願出湯治

之義申出候由夫ニ付委細

御申越入念之義ニ存候九郎兵衛も

何之沙汰も不被申候従此方も

尋不申候い可様共相談次第

と存候

一福地八左衛門もらひ可ヽり

候義昨十三日夕九郎兵衛

被参内々意物語承候

むなしき義ニ候定而

伊豆守殿より可被申達義と

存候九郎兵衛ニも其段為

申聞候此義ハい可様とも

先相済可申候が此後

段々何そやりましたき

事出来不致様ニ致度

存候伊豆守殿さいけうニ

候得共あまり此方ニて

心苦成義ニも有間敷候

さ楚其元ニて其之大

御こ満りと案候只く此義

より初り候之義むつ

可しき事出来不申

様ニ致度候此おこり候

最初儉物之もくろミ

源左衛門申立相極り只今

ニ至り博明不申ニ付こんきう

至極之義ニハ有之申立

候者と案候夫共わらひ

可より候程ニハ有間敷義

ニ候能く悪事御座候成

難事候九郎兵衛からもめあて

ニ致相手ニ取候様子と九郎兵衛も

被申候いまた多少ハそのきミも

可有之候又く式部ハ殊之

外八左衛門にくミ申候段付ケ

ち忽にても致候と申事ニ候

扱わらひ候てい可様ニ致候

義ニ候扱伊豆守殿より

被申達候い、せんきニ成

可申候むなしく存候

恐惶謹言

二月十四日 高澄 (花押)

尚く大小細工之物進候

(糊封ウハ書)

「岡七郎□□□ □岐守」

20 (切封ウハ書 切紙)

「七郎兵衛殿

老岐守」

令仰上候弥御無災

可被相勤と珍重存候

然共先日松平伊豆殿より

朽木大和殿京極四郎右衛門殿

を以て家来迄御申越候

趣ハ式部義ニ候尤右之

一卷ハ九郎兵衛方より書付之

写之通共ニ可差遣候右之

趣ニ付当時御老中被相

勤候伊豆殿の義縦

い可様之義ニても奉畏候

事ニ候式部義御申越

ニ付段々御心を被附

御仰下候段入御念御深志

之趣承奉存候式部義

い可様共可被仰付扱又

此已後とても何事ニよらず

申上候迄も無之候得共

諸事弥御心を被付可被下旨

九郎兵衛申談返答相濟セ

申候此間式部申付之義も

相濟候由承候式部義も

早速此方へ被参右之趣

被申聞候ニ付返答ニ此義

伊豆守殿より御申越之義ニて候

い可様共可被相勤珍重ニ存候

と挨拶申事ニ候扱

右之通ニ相濟候とても此後

差而相替義も有之間敷候

扱々不義致義自分初

九郎兵衛其元迄も可致様

其之義御家之為は可りニ

諸事穩便ニ差置候

此節存より申立候ハ々家中

そうとうニ及可申義ニ付

其分ニ致置候弥其元ニも

被致了簡穩便第一之義

存候内蔵亟義ハ何之事も

無之右之分ニて相濟申候

式部斗之義ニて此上一段

之義ニ候内蔵亟義ハ伊豆殿

初何茂右之通ニて可然と

被存候哉と案候弥此已後

内蔵亟義くつろき不申様ニ

心を可被付候此段可得

こゝろ候早々申入候恐惶謹言

二月十三日 高澄（花押）

尚々右之通式部斗ニテ

其外ハ去年申付之通ニ候間

左様可被心得候

一式部家来彦太夫欠落仕

只今ハ苗田とやらニ罷有候

由い可様ニ致弥落付罷有候や

又ハ其所をも立のき申候や

ひそ可ニ其元之御聞候様ニ

被相尋委承度候万一ハ

江戸などへ罷下り候様成義

かと去年より氣遣申事ニ候

去年其元よりも委細之趣

致承知爰元ニても九郎兵衛申

承候得共猶更打続在宅

仕外ニやりくり之様子ニても無

之候哉と右之段委承度候

大方察通一通りニ相極り

外ニ心可々りハ有之間敷とハ

存候得共此上深安堵仕度

申入候急候事ニても無之候間

得と御聞合之上御申越

可給候尤此段何方へも

沙汰御無用ニ候九郎兵衛などへも

沙汰不致候

一くれく此度式部申付之

義ニ付已後差而相替義も

有間敷候間さして

氣遣被致間敷候夫も

何事に付少々ハ心遣も可有之

義とハ存候式部も老体之

義餘命も無之候今少

之義ニ候以上

〔付記〕 本史料の翻刻にあたっては、香川県立文書館係長山本秀

夫氏のご助力があつたことを記して謝したい。

高松大学紀要
第 44 号

平成17年 9月25日 印刷
平成17年 9月28日 発行

編集発行 高松大学
高松短期大学
〒761-0194 高松市春日町960番地
TEL (087) 841-3255
FAX (087) 841-3064

印刷 株式会社 美巧社
高松市多賀町1-8-10
TEL (087) 833-5811